

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に対して寄せられたご意見

※頂いたご意見は事務局にてテキスト化し、受付順に掲載しています。

※個人や特定の企業・団体名が記載されている部分は黒塗りとしています。

<意見 1> お住まい：陸別町

利別川の本別町にダムが設置され、●●●●●に河川が独占され、利別川のイトウ、マス、アキアジ等の従来生存していた魚類が食卓に子供達、家族共々の楽しみや自然が破壊されました。

子供達の教育・文化にも影響が大であります。河川にダムを設置する時は魚道が必須ときいていますが、今だ未設置です。

どうか、住民の生きる権利を早急に回復してください。

<意見 2> お住まい：札幌市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第 2-1-1 章 81, 83, 84, 85 ページ

(2) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

主に余裕高について

詳細は別紙に記載しました。

別紙 堤防の整備について

（計画規模を超える洪水が頻発している、イギリスやドイツを見習って気候変動対策を）

最近に至る所で計画規模を上回る洪水が頻発し、ダムの緊急放流や溢水による堤防の決壊が大きな被害をもたらしている。その原因は、計画規模を決めるときの降水データ不足である。特に北海道では僅か 50 年間足らずの降水観測データで 150 年規模や 100 年規模の降水量、洪水量を決めていたので、少な目の設定になっていたのは否めない。

十勝川の基本方針では、気候予測アンサンブルデータも活用して目標を設定するという斬新的な手法を採用しているが、その基本となる実測の降水観測データそのものが短期間しかないので設定された計画規模が妥当なものかは神のみぞ知るであろう。

このような不確実性を補うための手段として昔から土木構造物には余裕を持たせるという対応をしてきた訳であるが、その余裕そのものが少な目に設定されていることが問題である。

●●●●●が令和4年7月21日の第1回RIC講演会「流域治水と新たな技術開発」の中で、「余裕」の考え方に注目し積極的に見直すべきであると主張されておられました。どんな立派な計算をして計画規模を決めてもそれを上回る洪水は必ず来る、それに対応するための余裕について雨による不確実性も含め、もう少し真剣に議論すべきではないかというような主旨でした。

また、●●●●●は、令和3年7月2日の「北海道における流域治水シンポジウム」のご講演の中で、英国や独国では温暖化シナリオを用いて、気候変動分を堤防の余裕高に上乘せしているというお話がありました。

(河川管理施設等構造令を見直して堤防の余裕高をさらに1m以上増やすべき)

私の意見は、堤防の余裕高を現在の最大2mを改定して最大3m以上に増やし、堤防の沈下や超過洪水、下流部での津波対策に備えるとともに、溢水に強い粘り強い立派な堤防を整備してほしいということです。

特に北海道は泥炭軟弱地盤上の堤防も多く、時間が経つと沈下します。

また、太平洋側は千島海溝沿いや日本海溝沿いの巨大地震津波の危険があり、ひとたび大津波が発生すると河川の河口付近は津波の進入路となります。大川小学校の悲惨な例でも分かる通り、河川を遡上した津波が上流の被害を助長する恐れもあります。そのためにも大規模地震が予想される北海道の独自ルールとして河口から数km上流までは堤防の余裕高を地震津波対策として最大8mとか10m確保してはいかがか？

河川管理者からは「河川管理施設等構造令で決まっているからできない。」という反論が返ってくると思いますが、私は、今から50年近くも前に決まった時代遅れの構造令の余裕高の考え方を早く見直してほしいという意見です。

「全ての堤防を何メートルも嵩上げしたら、橋の架け替えや堤防用地の取得、嵩上げ工事など膨大な費用がかかる。」という反論も予想されますが、わが国では多くの橋が老朽化しこれから架け替えのピークを迎えます。その時に河川管理者もある程度の費用を負担し、できるところから徐々に橋を嵩上げしてゆけば良いと思います。

また、新たに必要となる堤防の用地も、あらかじめ「河川予定地」に指定し、周辺の住宅の建て替えや都市の再開発に合わせて徐々に取得し、できるところから堤防を嵩上げしてゆけば良いと思います。治水は「国家百年の計」でお願い致します。

(流域治水の河川管理者のハードメニューが少なすぎる、他者にばかり負担を求め過ぎ)

今の流域治水は、利水者や農家、都市開発事業者、地域住民、自治体にばかり負担を押し付けており、一番大切な河川管理者のメニューに目新しいハード対策がありません。河川管理者としての本気度を示すため、流域治水のメニューに「気候変動対策として全ての堤防の余裕高を1m以上増やす。」を是非加えていただきたいと思います。

なお、このメニューは政令の改正だけで済み、法改正は必要ありませんのでハードルはそれほど高くないと思います。

河川管理者のソフトメニューは豊富で素晴らしいと思いますが、ソフト対策は被災時に最低限、人の命だけを救う対策です。命だけ助かっても財産や生活の糧を失えば人は生きていけません。人命も財産も両方を守るハード対策を是非進めていただきたいと思います。それも被災後の災害復旧・復興などの事後防災ではなく、災害を未然に防ぐ事前防災に力を入れていただきたいと思います。 以上。

<意見3>お住まい：音更町

該当箇所1，3P 十勝川流域の地形の図について出典「時を超えて十勝の川を旅しよう！」帯広開発建設部と記載されているが、この記述は正しくは無いと思う。描かれている図は「時を超えて十勝の川を旅しよう！」2Pの図に地質研究所が昭和56年に発行した「帯広地域の地質」2P図「台地名称図」の台地名を加筆したものと推測される。そもそも帯広開発建設部が出版した「時を超えて十勝の川を旅しよう！」は一般向けの解説書で、記載された図は他の研究者の論文内のものと思われる、この図の出典を「時を超えて十勝の川を旅しよう！」帯広開発建設部と記述するのは誤りと思う。

該当箇所2，4P 1行目～6行目までの記述について、書き直しを提案します。1行目では十勝川流域の表層地質は・」と記述されていますが後半の4行目では「日高山脈にそった・」と日高山脈の地質についての記述となっていて、6行目以下に記載した表層地質図の解説文なのか？何を言いたいのかが不明です。1行目～2行目で「十勝川流域北部では安山岩、軽石流堆積物や火山碎屑物等の・」と記述しているが、このエリアの表層地質に見られる安山岩とは何を指すのでしょうか この4Pの記述については最新の十勝地域の調査報告書によった記述に改めるべきと思います。なおこのPの記述については道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所へ助言を依頼してはいかがでしょうか。

該当箇所 3、6 P 3 行目～4 行目の記述について「十勝川流域では、2 万 4 千年前から 2 万 5 千年ほど前の若葉の森遺跡が発見されるなど旧石器時代からの川と人との繋がりがあったことが知られており」と記述されているが、若葉の森遺跡発掘によって、旧石器時代からの川と人とのつながりがどのような事実で分かったかが記述されるべきと思う。

該当箇所 4、10 P (1)治水事業の沿革 1 行目～3 行目の記述について「十勝川流域では明治時代から入植者による開拓が始まり、十勝川の大江津を拠点として・・・」と記述をしているが、開拓が始まる以前から先住民アイヌの船で十勝川を行き来したこと、先住民アイヌが十勝川河口付近で網を使ったサケ漁を行っていたのではないのでしょうか。これらの事実を記述するべきではないかと思う。

該当箇所 5、52 P の(3)動植物の生息・生育状況 1) 十勝川上流部（指定区間外区間上流端～然別川合流点）3 行目 十勝川上流部においてと記述されているが、ここで言う上流端が新得町のどのあたりなのかが一般人には分からない。一般人にも分かるような記述に修正をするべきではないかと思う。

該当箇所 5、5 P 4) 音更川 1 行目の音更川において確認されている・・・この記述の音更川の上流端が士幌町のどのあたりなのかは一般人には分からない。分かるような記述に修正を希望する。

該当箇所 6、56 P 5) 札内川 1 行目 札内川において確認されている動植物は・・・と記述されているが、この記述の札内川の上流端が中札内村のどのあたりなのかが一般人には分からない。一般人にも分かるような記述に修正を希望する。

該当箇所 7、63 P 音更川 柳町河川緑地パークゴルフ場と解説文を着けた写真について削除すべきと思う。このパークゴルフ場は音更川の 2018 年洪水で破壊され、今は閉鎖中。2013 年に変更した河川整備計画の検証が不十分と思う。

該当箇所 8、64 P アクアパークと解説文を着けた昔の白鳥護岸の写真を削除すべきと思う。白鳥護岸は今はこれまでの十勝川の洪水で破壊されていて、今はこの写真のような光景は見られていない。2013 年に変更した河川整備計画の写真をそのまま掲載されたのではないかと思う。検証が不十分と思う。

該当箇所 9、68 P アクアパーク解説文の白鳥護岸の写真を削除すべきと思う。
上記の記載と同じ理由。

該当箇所 10, 79P (1)河川環境の整備と保全に関する目標の文章の中で、「保全・創出を図る」「望ましい河川景観の創出とを図る。」との記述がされているが「創出」の記述は実現は可能なのか？創出は過去の河川整備のどの様な取り組みをイメージしているのか？そもそも望ましい河川景観を創出するなどは意気込みは別にして、目標とすることは科学的なのか？他のところでも修正原案で「創出」という記述が目立っているが、望ましい自然を創出するなどを可能とする科学的な展望・根拠を説明いただきたい。

該当箇所 11, 120P 3) 河道の維持管理 文章 13 行目の上流山地では依然として周氷河堆積物による土砂層が上流域に偏在していると記述しているが、ここで言う上流山地がどのあたりのかが分からない。分かるような記述に加筆するべきではないかと思う。またここに記述した周氷河堆積物とはどの様な堆積物なのか、記述をすべきではないかと思う。

以上

<意見 4> お住まい：札幌市

十勝川水系河川整備計画 [変更] (原案) の該当箇所 第 2-1-1 章 81 ページ

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
ダムの高上げによる新たな洪水調節機能の確保について
詳細は別紙に記載いたしました。

別紙 2 洪水時の流量を調節するための対策について

(ダムにおいて流入量が計画規模を超え、緊急放流する事態が頻発している)

既存ダムの再開発などをお考えのようですが、最近の洪水では、ダムの計画規模を上回る洪水が頻発しております。北海道でも平成 28 年洪水の金山ダム、同じく札内川ダムなどです。

なぜ、こうなるかといえば、ダムの計画規模は 100 年に一度の洪水ですが、ダムの基本計画が策定された時点では、たかだか 30 年間とか 40 年間の降水観測データしかない中で、100 年規模を推定していたから少な目となっています。

自然現象には、ゆらぎや気候変動など想定外の変化などが必ずあります、どのようなことが起きても想定外としないためには、ダムにもっとゆとりや余裕を持たせることが必要だと思います。

(洪水調節容量の余裕を増やしてほしい)

例えば、ダムであれば洪水調節容量には2割の余裕を持つことになっています。2割の余裕があっても、それが十分でなかったために、計画規模を上回る放流をせざるを得なかった訳です。ダムの計画堆砂容量は水平堆砂を前提に確保されていますが、実際には傾斜堆砂するので、堆砂が洪水調節容量を食っています。また、ダムの容量計算時(H~V)の誤差や周辺の地すべり、がけ崩れなどでダム容量は時が過ぎれば減ることはあっても増えることはありません。

(ダムの天端高さの余裕を増やしてほしい)

また、ダムの天端高ですが、洪水時の最高水位に波浪高や地震による水位上昇さらに0.5m~1.0mの余裕を加えて決められています。外国では貯水池内の地すべりによる津波でオーバーフローして決壊したダムもあります。さらに●●●●●によれば、雨による不確実性も河川堤防の余裕高に加えるべきとのご意見もあり、これはダムも同様と思います。

(河川管理施設等構造令、河川砂防技術基準の余裕の考え方の見直しを)

ダムの洪水調節容量に2割の余裕を持たせることは、河川砂防技術基準で決められています。しかし、宮ヶ瀬ダムではこれを3割に増やしたとの話も仄聞しております。100年計画で作られたダムが完成からわずか数十年で計画規模を超える洪水により緊急放流するような事態を招かないように、これから再開発や新設するダムについては是非とも洪水調節容量の余裕を現在の2割を改定して5割程度に増やしていただきたいと思います。

ダムの非越流部の高さは、堤防の余裕高と同様に河川管理施設等構造令で決められています。

新たにダムを建設できるような良好なダムサイトはわが国にはほとんど残っておりませんので、今後はダム再開発が多くなると思いますが、どうせ造るなら未来永劫にわたって効用を発揮する立派なものを造って載きたいと思います。

そのためにも気候変動対策の切り札として、河川管理施設等構造令と河川砂防技術基準の見直し、改定に早急に取り組んでいただきたいと思います。 以上

<意見5>お住まい：帯広市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第2章106ページ

1) 河畔林を保全・伐採し、適切に管理する。とあるが、
どのようにして適切に管理するのか、関係法令など具体的に説明する。
管理基準などが不明確である。（出来るだけ詳細に）

2) 第2章133ページ

カーボンニュートラルに向けた取組として伐採木をチップ化しバイオマス発電燃料が説明されているが、経産省（産総研）では石川県、沖縄県などで始めているミズゴケの効率的な栽培など河川周辺に適した例など、有効利用例は多々あるので、この際紹介すべきである。

<意見6>お住まい：帯広市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第2章81ページ

既存ダムを有効に活用した洪水調節を大いに進めていただきたい。

特に、1956年完成の糠平ダムは、193,900千m³と大きな貯水容量を持ち、嵩上げなども可能であれば大きな効果が期待できる。

合わせて発電設備もリニューアルできればクリーンエネルギーの安定供給に寄与できる。

堤防の整備については、できるだけ大きな断面を確保されたい。気候変動対応としてHWLを越えた出水にも耐えうる堤防整備を目指していただきたい。

<意見 7>お住まい：帯広市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第 2-2-2 章 133 ページ

主に相生中島地区上流湿地で河畔林の影響による二酸化炭素の排出量の吸収や削減、根茎部分のカーボン固定化の研究を続けています。この章では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体として〇にするゼロカーボン北海道の実現を目指すとされています。今回の整備計画の変更が何年に開始されいつまでに完了するのかわかりませんが、単純に計算しても、十勝川だけでお示しされた断面に拡幅するとすれば、少なめに見積もって 10,000t 以上の二酸化炭素が空中に放出されます。それらを現実の放出量と認識した上で、2050年までに現実的にゼロカーボンへの軌道に載せるための具体的な手順と中長期工程を私達の今後の継続的な研究の基礎資料としたいので可能な限り提示してください。

<意見 8>お住まい：上士幌町

1-2-1 (1) 18 ページ

低平地の小河川である下頃辺川に巨石が配置されていますが、巨石の供給源となる山岳地帯から遠く離れた、この小河川には本来巨石など存在しません。このような「多自然川づくり」は、庭園作りの発想であり、自然の対極にある「不自然」川づくりとでもいえるべきものです。

したがって、下頃辺川 AGS 工法の写真と「瀬淵の形成や河畔林の再生にあたっては、代表事例として、下頃辺川や十日川の低水護岸を生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を行ってきた。」を削除すべきです。

1-2-1 (1) 21 ページ

「基本高水のピーク流量」、「計画高水流量」、「目標流量」について注釈をつけるべきです。

1-2-1 (1) 22 ページ

「気候変動を考慮した雨量データによる確率からの検討」、「アンサンブル予測降雨波形を用いた検討」、「既往洪水からの検討」について注釈をつけるべきです。

1-2-2 (2) 52 ページ

1) 十勝川上流部（指定区間外区間上流端～然別川合流点）の 2 行目に「札内川合流点付近までの」とありますが、然別川合流点の間違いでしょう。

1-2-2 (2) 53 ページ

2) 十勝川中流部（然別川合流点～利別川合流点）の 2 行目に「札内川合流点付近までの」とありますが、然別川合流点の間違いでしょう。

1-2-2 (3) 55 ページ

4) 音更川の 2 行目に「北海道と上高地にのみ生育する氷河期の遺存種であるケショウヤナギ」とありますが、長野県では松本盆地の梓川や奈良井川、大町市の鹿島川でもケショウヤナギが確認されています。したがって「わが国では北海道と長野県にのみ生育する」とすべきです。

1-3-4 77 ページ

「河道への配分流量」について注釈をつけるべきです。

1-3-4 77, 78 ページ

帯広での目標流量と河道への配分流量がそれぞれ $6,700 \text{ m}^3/\text{s}$ と $5,900 \text{ m}^3/\text{s}$ とされ、22 ページの河川整備基本指針では同地点の基本高水のピーク流量と計画高水流量がそれぞれ $9,700 \text{ m}^3/\text{s}$ と $7,600 \text{ m}^3/\text{s}$ となっています。目標流量・河道への配分流量と基本高水のピーク流量・計画高水流量の関係について丁寧に説明すべきです。

緒言の必要性

帯広開発建設部のHPによると、「今後、概ね 30 年にわたる十勝川水系（大臣管理区間）の具体的な河川整備、維持について定める河川整備計画の一部変更にあたり、十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に対して流域内市町村にお住まいの皆様のご意見をお伺いします。」とありますが、いかなる事情で河川整備計画の一部に変更が生じたのか、緒言で明らかにすべきです。

<意見 9>お住まい：上士幌町

1-2-2 (3) 54 ページ イソコモリグモの欠落について

私は 2009 年の十勝川水系河川整備計画（原案）に対する意見書で、十勝川下流部の動植物確認種に国が絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）に指定しているイソコモリグモが欠落していることを指摘しましたが、今回の「十勝川下流部における動植物確認種」においてもイソコモリグモが入っていません。なお十勝川河口部におけるイソコモリグモの分布については以下で報告しています。追加するよう求めます。

●●●●●・●●●●● 2014. 北海道におけるイソコモリグモの分布. Kishidaia, 103 : 18-34.

2-1-1 (1) 81 ページ ダムのかさ上げについて

洪水時の流量を調整するための対策として「ダムのかさ上げ」を提案しています。糠平ダムのかさ上げの方針については新聞でも報じられていますが、老朽化したダムのかさ上げは安全性の懸念があり巨額の費用がかかりますが、洪水調整機能は限定的です。上流域に降った雨をダムで貯めたとしても、中流域や下流域が増水していれば安易に放流できません。ダムが満水になっても放流ができなければ決壊の危険性が高まります。2011 年 9 月 7 日に音更町で音更川の堤防が大きくえぐられ決壊寸前になりました。この時の音更川の水位は「危険水位」まで約 1 メートルの余裕がありました。それにも関わらず堤防が洗掘されたのは、糠平ダムからの放流が鉄砲水となって堤防をえぐったことが原因と考えられます。このように、河川の水位が低くてもダムの放流によって堤防が決壊する危険性があります。また、ダムのかさ上げによって雨水を溜め込む量が増えるほど、放流が必要になったときの放流のタイミングや放流量の調整は難しくなり放流によって洪水被害が生じることが懸念されます。

多額の費用をかけてかさ上げをしても想定外の降雨による放流時のリスクが大きいのであれば適切な対策とは言えません。ダムで洪水調整をする場合は、かさ上げをしてもしなくても水位を低くしておく必要があり、かさ上げより事前放流による対応を重視すべきです。

また、ダムは魚類の遡上の障害、堆砂による貯水量の低下、土砂の流下を妨げることによる海岸線の後退、河床の低下、砂礫川原の消失、決壊の危険性などさまざまな弊害やリスクがあります。堤体のコンクリートの劣化や堆砂による貯水量の低下を考えるなら、ダムの寿命や撤去を視野にいれなければなりません。決壊する確率は低いとしても万一決壊した場合の被害は極めて甚大なものになります。例えば、糠平ダムの上流には活火山の丸山がありますが、もし火山噴火によってダム湖に融雪型火山泥流が流れこんだ場合はダムが決壊する可能性が否定できません。ダムによる治水を唱えるのであれば、ダムの弊害やリスクも明記すべきです。欧米ではダムの撤去が進んでいます。ダムを撤去することで本

来の自然の河川を取り戻す試みがなされている中で、ダムのかさ上げによって老朽化したダムの延命を図ることはダムの弊害やリスクを放置することになり、自然復元にも相反する行為です。

2-1-1 (4) 100 ページ ダムや堤防以外の対策について

本整備計画ではダムのかさ上げによる流量調節や堤防の強化、河道の掘削など、ハード面での対策がメインとなっていますが、このようなダム湖や川（堤防と堤防の間）に水を閉じ込める治水には限界があり、閉じ込める水量が多くなるほど、ダムの放流や決壊時、あるいは堤防の決壊時の被害は大きくなります。近年は気候変動による台風の大型化や集中豪雨で想定以上の雨が降る可能性があり、ダムや堤防に頼る対策から、一定以上の雨に対しては「水を溢れさせる治水」に変えていく必要があります。これについては、100～101 ページにかけて若干触れられていますが、不十分と言わざるを得ません。具体的には、森林を増やすことで「緑のダム」機能を活かす、住宅地の少ない地域に遊水地を設けて溢れた水を誘導する、支流との合流点のような氾濫しやすい場所は危険地域に指定し住居の移転を促進する、高床式住宅を普及させる、洪水の危険がある地域にすむ人々の速やかな避難体制を確立する、などが考えられます。これらの対策は河川管理者だけで対応できることではありませんが、関係機関と協議・連携して積極的に進めていく必要があります。

日本はこれから急激な人口減少社会になります。多額の税金を投入するハード面での対策より、想定外の洪水を容認したうえで被害を最小限にするような対策へと舵を切る発想の転換が必要と考えます。

2-1-3 (3) 100 ページ 札内川の砂礫川原復元について

ここでは河川景観の保全と創出について取り上げています。十勝川水系の河川の自然景観は本来の河川環境を保全することでしか維持できません。例えば札内川では河川敷にヤナギなどの河畔林が繁茂し、ケショウヤナギが生育するような砂礫川原が減少してしまいました。これは上流に札内川ダムを建設したことで砂礫の流下が阻害されたことと、札内川ダムの貯水機能によって流量が抑制され洪水が生じにくくなったことに起因します。ところが本計画案では砂礫川原減少の原因となった札内川ダムのことに一切触れていません。そして中規模フラッシュ放流が砂礫川原の創出に効果を上げているとしています。ダム建設前と現在の写真を比べても中規模フラッシュ放流の効果は限定的のようですし、ダムによって砂礫の流下が妨げられている以上、中規模フラッシュ放流だけで砂礫川原を維持していくことはできないでしょう。また、礫層が流されてしまうと河床低下が進み、増水のたびに流路に面した高水敷の縁が浸食されて崩壊し、高水敷に堆積している砂礫も流されますし、高水敷に生育しているヤナギも根本から浸食を受けて流木となります。仮にダンプなどで定期的に砂礫を運んできたところで次第に下流に流されますので、永遠に運

び続けなければなりません。持続可能な自然復元とは言い難い事業です。

砂礫川原減少の原因に触れることなく人為的操作によって砂礫川原を「創出する」などというのは「人が自然を創出できる」という驕りによる発想です。「創出」ではなく「復元」と記すべきですが、それ以前にダムが原因であることを明記した上で、復元は困難であることを認めるべきでしょう。

私はこのことについて 2013 年の「十勝川水系河川整備計画[変更]（原案）に対する意見書」で指摘し公聴会で意見を述べました。十勝自然保護協会も同様の意見を提出し公聴会でも陳述しました。しかし今回の計画案には全く反映されていません。ダムによって砂礫川原が減少したこと、その復元はダムの撤去を除いては極めて困難なことを明記するよう再度求めます。

<意見 10>お住まい：豊頃町

1. 十勝川水系河川整備計画を語る時、豊頃町の住人としてどうしても忘れてはならない事があります。それは本年が十勝川統内新水路通水 85 年になる事であります。統内新水路とは十勝川池田町の千代田鉄道橋下流より豊頃町の茂岩に至る区間約 15.8km の現在の本流であります。この新水路は昭和 3 年池田町大曲から千代田鉄橋までの計画で掘削工事が進められたが、昭和 6 年に下流域である豊頃町育素多地区の洪水対策と総面積 1,000ha 以上にも及ぶ低平湿地帯であった統内原野の開発促進の為、千代田鉄橋から茂岩に至る一大新水路掘削計画が樹立され、絶大なる経済効果と画期的な計画のもと掘削工事は進み、昭和 12 年 9 月 12 日、なんと洪水により劇的通水に至る事となりました。その後太平洋戦争もあり治水工事は中断されていましたが戦後、昭和 25 年に本格的に工事が再開され河道拡幅の為の掘削工事及び掘削土を利用しての堤防の拡幅・嵩上げが主体的に実施され現在の築堤構築の基礎が出来上がったものと認識しております。その後の道東における農地の拡大は目覚ましいものがあり十勝平野の開発においてはまさに歴史的な一歩であったのだと思います。しかしながら完成した十勝川新水路の東側には旧河川が有り、昔の本流であった河川がほぼ自然のままの流れを残しておりますのが現在の姿であります。この川は現在“十勝川水系旧利別川”となっており、河川下流の合流地点の礼文内川まで続いており、道河川振興局の管理、管轄となっております。特に元々の十勝川の本流であった十弗駅近辺の河川より下流の礼文内川までの河幅が広く河道掘削当の整備が滞っていると考えるところであります。平成 28 年 8 月の度重なる台風被害は基より例年のごとく 80 ミリを超える大雨などにみまわれると礼文内川の下流現十勝川に注ぐ幌岡締切樋門が閉鎖される為、旧河川に付随する畑は水害になっているのが実情であります。幌岡樋門が閉鎖されることにより十勝川本流からの逆流は防いでいるのですが、100 ミリを超える雨量が有った場合には樋門付近の水位が引かない限り 3 日も畑の冠水状態が続く時期もあります。

帯広開発建設部池田河川事業所の配慮により令和2年度から現在まで礼文内川に関わる河畔林の伐開・河道掘削が最下流の幌岡樋門より上流に向かって河川整備計画がなされ現在進行中でありますがこの計画はあくまでも礼文内川と道河川の交点、旧利別川接点までの整備計画でありますのでその先の上流に関わる整備計画がまだ明らかになっておりません。十勝川水系一級河川旧利別川、過去の十勝川の取り残された本流である河川部分にも整備計画の変更(案)を加えていただきたくお願いを申し上げ強く要請するものであります。尚、将来的に旧河川の整備が進んだ場合、当然河川の流下能力が上がると予想され、幌岡樋門の排水施設の必要性があると思われます。付近には公営住宅街、文教施設、各民間施設等が隣接密集しており、礼文内川に付随する堤防がもしも決壊した場合、大きな災害になる事が予想されますので、新たな強制排水施設の計画的な整備など農業農村整備事業の実施に向けて是非とも今後の計画立案をよろしくお願い申し上げます。

2. 十勝川河畔林の伐採に関する事項であります。平成28年8月の台風災害以降、豊頃町においては平成29年より令和2年までの4年間にわたり大規模な十勝川の伐開事業が行われました。事業内容につきましては茂岩橋下流の右岸左岸と豊頃大橋上流の右岸左岸の河畔林の伐採であり、4,604,400m²の伐開の工事面積となっております。河道内の樹木管理、特に豊頃町の様な十勝川下流域においては河畔林の年次的な伐採事業が必要と思われるが、伐木、伐開後の利活用については酪農家、畜産業者による採草地としての復元を目指すべきであると思われます。しかしながら伐開後の木の残根の処理や平坦で無い地盤の整備、水溜りの占用候補地については排水の為に切欠き施工をしなければ占用の権利を得てもまともに利用出来ない事から現状に至るも使用不可の用地が多いのが現状であります。河川用地占用に当り草地としての活用についてはある程度の基盤整備が必要である事からハードルが高い面があり利用に当たっての何らかの規制緩和が必要と思います。国交省の水政課においては“定期的に草刈りを行う河川敷だと、採草地として貸し出す事で河川管理のコストを抑えられる利点もある”と指摘しており、粗飼料価格の高騰が農家経営を圧迫する中、河川敷を借りて農家自ら粗飼料を生産する取り組みが今後十勝においても注目される様、利活用については御指南願いたい。やはり伐開作業後一年以内に何らかの基盤整備をほどかさなければ次の雑草や木の残根から新芽が繁茂してしまいさらに利用困難になっている占用地が見受けられる為、採草地として占用出来る様何とかスピード感を持って対策をしていただきたいと思っております。

<意見 1 1>お住まい：豊頃町

十勝川の最下流端に位置する豊頃町は、上流域での大雨による降水で十勝川が増水し、支流河川の氾濫被害を多く受けている。このような状況を上流域の市町村は把握しているのだろうか？また、海岸への流木による被害も同様です。

今後の整備についてこのような実態を考慮した整備を実施していただくよう希望します。

その他整備に関する意見については、別紙のとおり送付させていただきます。

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）に関する意見書

2-1-1 (1) P81 について

目標流量の調整について、可能な限りダム等の改修による貯水調整量増加及び貯留・遊水池等の対策を行い、洪水対策と洪水後の増水対策を講じてもらいたい。

2-1-1 (2) 堤防の整備について

余裕高を 2.0m 確保と計画するが、支流河川における堤防決壊防止対策が必要と思われる。直轄区間は整備可能であると思うが、北海道管理河川や、市町村管理河川の整備に不安がある。整備対策を考えてもらえないか？ 十勝川本川は守られても支流河川での氾濫が心配される。最低でも B.W.L までの整備を合わせて行っていただきたい。不可能であれば、排水機場等の整備を希望したい。また、「十勝川水系河川整備基本方針」P22 によると、茂岩地点での川幅を 960m としているが、茂岩橋の橋長は 946m である。対策はどの様に行うのか？

P88 にある再樹林化抑制を考慮した整備について

堤防の維持管理（P117）・河道内管理（P121）として、掘削土を利用し堤防勾配を緩やかにすることで、採草等の占用面積を増やすことができる。また、高水敷の再樹林化抑制対策のために、占用による堤防維持管理費の減分や占用料を再樹林化抑制に充てることが可能と思われる。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項について

サケやシシャモの遡上や産卵、放流後の海までの休憩場所として高水敷にワンドを多数作成し、産卵環境の改善と稚魚の体力増加を目指してほしい。また、旧河道にある砂礫部の復活によるシシャモの産卵床が増加することができれば良いと思う。

ワンドを利用した流木流出対策についても考慮願いたい。（「十勝川水系河川整備基本方針」P3） 流木対策について、各市町村境界より下流へ流出しないような対策が必要である。下流域での被害を考慮した対策を希望する。

※「十勝川水系河川整備基本方針」では、国及び北海道の河川管理者間の連携強化に努めるとあるが、国の強化は可能と考えるが、北海道や市町村管理河川の強化には限界を感じる。計画高水位までの支流河川整備の対策が必要である。

<意見 12>お住まい：池田町

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第2章120ページ

（該当箇所は 120 ページ 4 段目「さらに、…海岸線の保全のための適切な土砂供給と、…」としますが、他項目に頻出する「掘削土砂の活用」などに関連します）

十勝海岸の砂浜は最近侵食が激しく、かなりの箇所で砂が消失し、深掘れや基盤の露出、海岸段丘の崖崩れさえ見られます。原因の大きなものとしては、専門家や国交省の各種資料でも明らかなように、川からの土砂の供給が不足しているからに他なりません。計画での表現は極めて軽く扱われていますが、将来的には重大な状況になることが予想されます。計画は十勝川流域に限定されずに海域を含めた広い観点が要求されると思います。

この件に関して、追加の項目を打ち立ててしかるべきと思います。

<意見 13>お住まい：帯広市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第2章126ページ

「河畔林の保全、河岸の多様化」の記述で「湿地やワンド・たまり等による多様な河川環境の創出を図る」とあるが、十勝川水系において「湿地やワンド・たまり」の創出可能な地区は限定されると思うので、創出を想定している河川と地区、箇所数と規模について具体的に示していただきたい。

その他

P47：十勝川上流・中流・下流の範囲が P52～54 の範囲と異なっている。

P52～60 動植物確認種の中でオジロワシは十勝川水系下流部～上流部にかけて繁殖が確認されているため、区分は「旅鳥・冬鳥」ではなく「留鳥・冬鳥」が妥当と思われます。P53 のマガモも十勝で繁殖しているので、「留鳥・冬鳥」が妥当と思われます。

P56：サクラマスの写真はヤマメなので、種名としては間違っていないが、ヤマメ（サクラマス）という表記が妥当と思われます。

P72 他：「グリーンインフラ」という言葉がでてくるが、具体的に何を指すのか、河川管理上どのように役立つのかわからないので、具体例があった方がよい。

P111：「エコツーリズム」の基本理念は「エコツーリズム推進法」によると「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」であり、注 33) の解説に「地域振興」が抜けているため、この解説では「エコツーリズム」について正しくない理解が広まりかねません。「エコツーリズム」において重要な要素のひとつである「地域振興」につなげるためには、以下の対応が必要であり、開発局としての共通認識を持った上で取り組んでいただきたいと思います。

- ① 地元資本の宿泊施設、飲食施設、交通手段（航空機を除く）の活用
- ② 地元のガイド活用
- ③ 地元の食材・食器を使用

※ここでの「地元」とは北海道内を含むが、できるだけ訪問地区の活用が望ましい。

①～③を 100%満たすことは困難かも知れませんが、これらの対応を意識しないツーリズムは本来の「エコツーリズム」とはいえず、単に「地域の自然観光資源を活用したツアー」でしかありません。旅行者が地元外の大手資本にお金を落とすのではなく、「地域の自然観光資源を活用」して地元にお金を落とすことがエコツーリズムにおいて重要な要素のひとつです。

「かわたび北海道」を推進する上でも「エコツーリズム」の理念を理解の上、本来の「エコツーリズム」の実現を目指していただきたいと思います。

<意見 14>お住まい：音更町

十勝川水系河川整備計画〔変更〕（原案）の該当箇所 第1章79ページ、第2章106ページ

生態系ネットワーク、河畔林、河川景観について述べられています。

変更計画の文案そのものに、異を唱えるのではないが、治水課の考え方について質問したいと思い、別紙の通り意見を提出します。

川の生態系、河畔林、河川景観を尊重する治水対策を行うよう、変更原案に反映させることを求めます。

はじめに かつて、十勝大橋上流右岸の河畔林を伐採し、PG コースを造成しようとする計画があった。賛否こもごも、大いに議論を重ね、最終的にごく一部の伐採に止め、PG 団体も折れ、事なきを得た。私はよき時代であったと思う。

ひるがえって今日の河川状況を見ると、まず、然別川の合流点付近の河畔林の大伐採がある。次に音更川の音更町流域全てにわたって、景観が一変するほどの土地改変と樹木伐採がある。また、かつて恒例の治水説明のあとのバス見学で池田町大橋から上流部の河畔林伐採予定地をみた。私がなぜ河道掘削にしないかと聞くと費用がかかるからとの説明であった。このように河畔林が徐々に消滅して行くことは、生きた川から死んだ川へと移りつつあることを意味する。治水課が敢えてそうするのには訳があると思う。

道新に（かり以前）次の様な記事が載ったことがある。豊平川の治水対策について、有識者の見解として、河畔林は流水の流れを妨げ、停滞、増水、そして溢水を招くから伐採すべきである、洪水を防ぐには流量断面を広くして、速やかに川下に流下させなければならない云々。この論理は河川工事上の論理で、治水課もこれを踏襲した論理でやっているはずである。

この論理に依拠する限り、河畔林とか、生態系とか、景観とかは二の次に扱われ、或いは無視される。

私は、しろうとなりに判断して、この論理は誤っていると思う。かつて、三面張りが反省され、底生昆虫などの価値が見直された画期があった。河川環境は、動植の生息・生育地でもあって物理的側面だけで捉えてはいけないのである。

以上

<意見15>お住まい：帯広市

十勝川水系河川整備計画〔変更〕(原案)の該当箇所 第2-1-3章108ページ
意見書は別紙添付致します。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 魚が住みやすい川づくり

十勝川流域の魚たちにおいて、本当に住みやすい川と成っているのでしょうか。

河川は自然環境循環の大動脈の役割を担い、流域に棲む生き物たちは、安心・安全に生息できる環境の中、世代交代が行われ進化してきたものと考えます。健全で多様な生き物たちが自然環境向上スパイラルにより、更なる十勝川流域全体の自然環境・景観を醸成する源と考えます。

この章で「サケの遡上期における望ましい流況に配慮する」と有りますが、千代田新水路の2種類の魚道を登ったサケを止めるという事と同じ意味なのですか。

また「魚類等の移動の連続性を確保する事が重要である」と明記されていますが、現況とは乖離が有るのではないですか。サケの祖先は地球規模の激しい自然環境のなか、世代交代を重ね生き抜く術(適応能力)を培ってきた生態です。人間の勝手な一時の都合(漁業系産業は短期の実績で方向転換が起きやすい)で、サケの遺伝子を攪乱する事が有ってはならないと考えます。漁業関係者と毎年継続協議を進めていると聞きますが、住民が待ち焦がれる十勝川の野生サケの復元は五里霧中と受け止めざるを得ません。是非この機会に、十勝川に産卵遡上したサケが自然産卵の出来る、当たり前の河川環境の整備並びに復元と保全に取り組んで頂きたいです。サケのグローバル的採餌回遊により海洋ミネラルを体に蓄え母川十勝川に必ず産卵遡上。産卵後は多くの生物達に、食物連鎖で栄養分配が行われているのです。

十勝川流域の河川環境が中期。長期に渡り、更なる向上スパイラルの入り口として、治水100周年の節目の一つとして「十勝川の野生サケ」の復元と保全に舵を取って頂きたく考えています。

<意見 16>お住まい：帯広市

十勝エコロジーパークの河畔林伐採について再検討してほしい

※十勝エコロジーパークのヤナギ幼生林以外の河畔林伐採の回避または縮小
詳細は次ページ以降に記載

十勝エコロジーパーク付近の掘削について、以下のように意見します

P109 十勝エコロジーパーク、アクアパーク・・・その景観の保全創出を図る。

P110 十勝エコロジーパークを核として・・・地域住民や観光客の利便性向上や地域の観光振興の促進を目指す。

P111 河川環境の整備と保全、十勝エコロジーパークの活用等、観光に配慮した河川整備を行う。特に、河川を利用したエコツーリズム等について、積極的に支援を図る。

P131 十勝エコロジーパーク等の公園や子どもの水辺は、・・・引き続きこれらの機能が確保され、安全に利用が図られるよう関係自治体、関係機関等との連携を図る。

以上示したように、十勝川水系河川整備計画【変更】（原案）においても、十勝エコロジーパークの存在意義は一定程度認識され、・・・促進を目指したり、積極的に支援を図ったり、関係自治体、関係機関等との連携を図ることが記されている。

しかし十勝川水系河川整備計画【変更】（原案）では、道立広域公園区域 140.7ha のうちの 20ha 以上の掘削が計画されているように読み取れる。掘削が計画されている河畔林は、ドロヤナギ・ケショウヤナギ林及びヤチダモ・ハルニレ林で、1948 年の航空写真でもその存在を確認することができる。すなわち成立から 75 年以上を経た成熟した広葉樹林である。

計画対象地の移り変わり



計画を推進するにあたりその土地の歴史を調べることも大切ですが、そこがどのような場所だったのか、そこではどんな人達がどのような生活をしてきたのか、その土地にはどんな歴史や文化があるのかを知ることは、計画を進めるうえで大切なこととなります。

しかし、歴史を知るだけでは、現在の状況を把握することはできません。十勝エコロジーパークの計画を進めるにあたり、過去の歴史だけでなく、現在の状況を把握することも大切なこととなります。

「十勝エコロジーパーク財団作成パンフレット（平成10年）より」

この公園のハルニレ・ヤチダモ林や、ドロヤナギ・ケショウヤナギ林はタンネピラの斜面林を除けば、オートキャンプ場付近のカシワ林と並んで、公園の中で最も成立時期の古い林であり、十勝川中流域では、規模や多様性において最大の貴重な河畔林ということが

できる。十勝エコロジーパークが最も大切にすべき樹林である。

こうした河畔林の環境的価値を認め、2010年から12年まで10回にわたって開催された「十勝川中流部川づくりワークショップ」では、十勝川温泉より下流、における合意事項として『十勝エコロジーパーク下流の樹林の一部を疎林化する（具体的な実施方法については、今後、十勝エコロジーパークや北海道と調整）』と記されている。この合意はどのように実行されたのか？樹林の一部疎林化ではなく、一律全面カットへの変更はどこでどのように検討され計画策定に至ったのか明らかにしてほしい。

140. 7ha の道立広域公園のうち 20ha 以上、成立から 75 年以上を経過したハルニレ・ヤチダモ林や、ドロヤナギ・ケシヨウヤナギ林を全て伐開して、80 万立米以上の土砂を掘削する工事は、はたして自然と環境に配慮した治水対策工事と言えるのか？

また、十勝エコロジーパークでは、10 年以上にわたってタンチョウが継続的に営巣箇しており、さらに、最下流の伐採予定のヤナギではオジロワシが営巣している可能性がある。こうした点について、伐採計画ではどのように環境に配慮をしようとしているのか、明確に示す必要があるのではないか。

R5 年 1 月 10 日版の流域委員会資料-1 P9 では河道断面設定の考え方（中流部）のイラスト説明として、「十勝川中流部右岸側は、公園やグラウンド等による高水敷利用が盛んであるため、掘削を回避」と記されている。年間 176,000 人（令和元年度実績）が利用する中流部の公園やグラウンドは、その利用度の高さから「掘削を回避」された。そうであるならば、年間 30 万人以上の利用実績を有する十勝エコロジーパークの核心部分と言える河畔林についても、同様の配慮（高水敷利用が盛んであるため、掘削を回避、あるいは、新水路との間を隔てる中島部分の掘削検討）がなされて然るべきではなかろうか。

十勝エコロジーパークの機能や特性が引き続き確保され、安全に利用が図られるよう、現在検討中の十勝川整備計画の中身が余すところなく公開され、関係自治体や関係機関等との連携や検討がさらに一層推進されるよう期待する。